

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	第3次東御市総合計画の策定について	第3次東御市総合計画基本構想・前期基本計画2024～2033「基本構想たたき台」における基本目標・総合計画の全体像について、A4横組み等で拡大提示を提案。	企画振興課	<p>1 会議資料の拡大提示について ご指摘の資料につきましては、拡大のうえ、以後の会議へ提出していきます。なお、記載内容につきまして、会議中に説明を行うことで理解を深められるよう努めます。</p> <p>2 計画の章立てについて 2-① 計画の構成や記載方法につきまして、ご提案の章立てでも参考とさせていただきます。2-② 「地勢と土地利用」への記載につきまして、ご提案のとおり、東御市都市計画マスタープランとの整合に配慮していきます。</p>
		第3次東御市総合計画の策定にあたり、計画の概要が「第1章」である。第1章に「1計画策定の趣旨(ないし目的)」、続いて「2計画の構成と期間」「3基本構想(基本理念、基本目標)」との展開が考えられる。第2章の計画策定の背景において、「東御市の現状と課題」「(1)地勢と土地利用」「(2)東御市の人口」、第3章の策定方針において、第2章を受けた計画策定の方針、第4章基本計画の展開することが考えられる。章立てを考慮した「基本構想たたき台」を作成することを提案。		
		「(1)地勢と土地利用」について、東御市都市計画マスタープランによるものとするを提案。		
3-1-① 3-1-② 3-1-③ 3-1-④ 3-1-⑤ 3-1-⑥	第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について  市民生活分野	「自然環境保全」と「協働のまちづくり」、「暮らしの安全」を同一基本目標とした根拠の記載を明確にすることを提案。	企画振興課	<p>3 政策・施策の改善点について ご提案をいただいています第3次総合計画の政策・施策のたたき台につきましては、今後、庁内における検討結果や策定市民会議において得られた意見等により変更・改善していくことを前提とし、以下のとおり回答します。</p> <p>3-1)① 市民生活分野では『自然と多様な人々が共生するまち』を基本目標とし、自然環境の保全を含む「自然の中での住環境づくり」と地域づくりの基本となる「協働の地域づくり」等の市民生活の基盤となる要素をまとめたものです。なお、「暮らしの安全の確保」は、基本目標『便利で安心して暮らせるまち』内で整理していくこととしました。</p> <p>3-1)② 政策間で優先順位は無いものとしたうえで、表記方法につきましては、市民にも分かりやすい方法について配慮していきます。</p> <p>3-1)③ 「エネルギーの持続性確保の推進」は手段としての表現であり、ご提案のとおり、目標・目的としての表現への変更を検討します。</p> <p>3-1)④ 里山・森林の保全に関しまして、豊かな自然に抱かれた住環境づくりにおいて重要な要素であると考えておりますが、政策・施策を紐づける上で、農林業分野として整理しています。</p> <p>3-1)⑤ 担当課との施策の検討に際し、参考とさせていただきます。</p> <p>3-1)⑥ 「協働の地域づくりの担い手の確保・育成」は手段としての表現であり、ご提案のとおり、目標・目的としての表現への変更を検討します。</p>
		「政策2豊かな自然に抱かれた住環境づくりの推進」より「政策1東御市循環型社会の推進」を優先した根拠を記載し明確にすることを提案。		
		「施策2エネルギーの持続性確保の推進」を「地球温暖化対策」ないし「脱炭素化の推進」にすることを提案。		
		「政策2豊かな自然に抱かれた住環境づくりの推進」から「里山・森林の保全と活用」が削除されている点について改善を提案。		
		「施策2多文化共生の推進」に市内在留外国人との共生施策を取り入れることを提案。		
		「協働の地域づくりの担い手の確保・育成」は「協働の地域づくりの活動の促進」の促進策であり、「協働の地域づくりの推進」及び「協働の地域づくりの活動の促進」に含まれると考えるため改善を提案。		

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について 子育て・健康福祉・医療分野	3-2)① 「子育て・教育」と「福祉・医療」を同一基本目標とした根拠を記載し明確にすることを提案。	企画振興課	3-2)① 子育て・健康福祉・医療分野におきましては、全ての市民の健康や福祉、医療について整理することとしております。なお、教育につきましては、教育分野として別に整理しています。 3-2)②、③ 計画策定において検討させていただきます。 3-2)④ 教育分野については基本目標3として整理し、子育て分野とは別にまとめていきます。なお、ご提案の内容につきましては、施策の検討の中で参考とさせていただきます。 3-2)⑤ 「地域医療体制の充実」につきましては、全ての市民に関連があるものとして整理していきます。
		3-2)② 第2次Ⅲ2「心豊かにたくましく生きる子が育つまちを目指す」(教育)が「子育て」政策に、しかも「子育ての推進」(広義)ではなく「(子育てを支える)地域づくりの推進」(狭義)とされていることの改善を提案。		
		3-2)③ 政策3の施策1「支え合う地域福祉づくりの推進」は第2次Ⅳ3「誰もが自分らしく暮らせるまちを目指す」であり、政策3「困難を抱える人の把握と支え合いや支援の推進」より広義で、政策2「子どもから高齢者までが健康で安心して暮らせる環境づくり」に包摂される点を改善することを提案。		
		3-2)④ 教育分野が子育てに包含されたため、教育分野における障がい者(児)教育、困難を抱える児童・生徒の支援が抜け落ちている。ヤングケアラーに対する対応が抜け落ちている点の改善を提案。		
		3-2)⑤ 施策2「地域医療体制の充実」は、政策2「子どもから高齢者までが健康で安心して暮らせる環境づくり」なのか政策4「高齢になっても元気で生きがいを持って暮らせる環境づくり」に含むか検討することを提案。		
	第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について 教育・文化・スポーツ分野	3-3)① 政策1「夢を持ちたくましく生きる子が育つ環境づくり」が教育分野であることを示すため、『夢を持ちたくましく生きる子が育つ「教育」環境づくり』とすることを提案。	企画振興課	全項目、計画策定において、ご提案を参考とさせていただき、検討させていただきます。
		3-3)② 基本目標2「子育て」と基本目標3「教育」位置づけを計画の策定方針に記載することを提案したい。特に「子育て」を第3次計画の重点とするのであれば計画の策定方針に記載することを提案。		
		3-3)③ 政策1の施策3「誰一人取り残されない教育環境の構築」に、施策2「安全・安心な子どもの居場所づくり」は包摂される。改善を提案。		
		3-3)④ 政策2の施策2「芸術文化活動の推進」は社会教育に限定されない。施策2を『「芸術文化・スポーツ活動」を通じた地域の活力づくりの推進』とすることを提案。		
		3-3)⑤ 政策2の施策3「『する、みる、ささえる』スポーツ活動の推進』は社会教育に限定されない。施策2を『「芸術文化・スポーツ活動」を通じた地域の活力づくりの推進』とすることを提案。		
3-3)⑥ 政策2の施策2「芸術文化活動の推進」は、施策3「郷土の歴史・文化を守り・活用する」に包摂されないか検討することを提案。				

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
	<p>第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について</p> <p>産業・経済分野</p>	<p>3-4)① 政策1の施策3「農地の流動化の促進及び里山・森林の保全」の「里山・森林の保全」はもとも自然環境の保全の視点である。「農地の保全」も農業振興に環境保全の視点を意義つけたものである。政策1の施策3には農業振興・林業・森林業の振興施策の位置づけを提案。すでに述べた、「農地・里山・森林の保全」は基本目標1とすべきであることを提案。</p> <p>3-4)② 政策1を「地域の魅力を高める農業・森林業の振興」とし、農業振興及び林業振興の政策1とすることを検討することを提案。</p> <p>3-4)③ 政策2「暮らしを豊かにする商工業の振興」のメインは、施策3「商工業の支援と育成」ではないだろうか。施策1「新規起業家への支援と企業立地の促進」は施策2あるいは施策3ではないか検討することを提案。</p> <p>3-4)④ 政策3「まちの魅力を再発見する観光の振興」は「観光振興とまちの魅力を再発見の推進」とすることを提案。</p> <p>3-4)⑤ 施策2「地域資源を活用した体験型・滞在型観光の推進」がメインであり「施策1 市民によるまちの魅力を再発見の推進」は施策2であることを提案。</p>	<p>企画振興課</p>	<p>① 本計画は、目指すまちの姿の実現のために施策や事務事業を紐づけしていく構成となっていることから、農林業分野として整理をしています。</p> <p>②、③、④、⑤ 計画策定において、ご提案を参考とさせていただき、検討させていただきます。</p>
	<p>第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について</p> <p>都市インフラ・防災分野</p>	<p>3-5)① 政策1の施策2「公共交通の利便性の向上」はAI導入による運行の効率化にとどめず、「地域交流を促進し、地域に活力を与える公共交通の構築」とする上位概念とすること。「公共交通によるまちづくりの推進」とすることを提案。</p> <p>3-5)② 政策1の施策4「ゆとりある住環境づくりの推進」には、都市計画マスタープランの改定、立地適正化計画の策定が前提となるが、2023年2月24日東御市都市計画審議会資料によると第3次総合計画の策定には間に合わない。ならば都市計画マスタープラン改定、立地適正化計画策定は事業として施策4「ゆとりある住環境づくりの推進」に記載することを提案。</p> <p>3-5)③ 政策2の施策1「防災意識の高揚と防災体制の充実」は「防災意識の高揚」は「防災知識の普及」程度ではないだろうか。検討を提案。</p> <p>3-5)④ 政策2の施策1「防災意識の高揚と防災体制の充実」は、東御市地域防災計画にふれた内容とすることを提案。</p> <p>3-5)⑤ 政策2の施策1「防災意識の高揚と防災体制の充実」は、災害時要援護者避難計画にふれた内容とすることを提案。</p> <p>3-5)⑥ 政策2の施策2「地域消防体制の充実」について、自治体消防は危機的な状態にあり、10年のタームでは維持の困難が予測される。東御市の実情に即した自治体消防のあり方を課題として、施策2は「持続可能な地域消防体制の推進」とすることを提案。</p>	<p>企画振興課</p>	<p>全項目、計画策定において、ご提案を参考とさせていただき、検討させていただきます。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
	第3次東御市総合計画の策定方針に関する記載ないし、政策・施策の改善点について  行財政運営分野	3-6)① サブタイトルが2つあるのは基本目標6「持続可能な選ばれるまち」だけである。行財政分野であれば「持続可能なまちづくり」「～行財政運営を時代に合わせて進化させ、市民の利便性を向上させる～」とすることを提案。	企画振興課	全項目、計画策定において、ご提案を参考とさせていただき、検討させていただきます。  3-6)② ご提案のとおり、施策及び事務事業の整理をしていく必要があると捉えています。本計画の前期計画5カ年の中で、国の動向等も注視した中で検討していきたいと考えています。  3-6)③ ご提案の任務分掌につきまして、検討課題であると捉えています。
		3-6)② 政策1「シティプロモーションの推進」及び政策2「移住・定住の促進」は、新規分野であるため企画振興部が任務分掌したが、行財政運営分野であるのか、産業・経済分野の観光振興であるのか検討することを提案。		
		3-6)③ 政策3の施策1「DXの推進」で「誰一人取り残さない」施策ないし事業を記載することを提案。今回の市政への提言に記載することではないが、第3次総合計画推進及びまち・ひと・しごと総合戦略の推進と行政改革推進計画の推進の任務分掌を企画政策係と総務係または財政係に分けることを提案。		
2	次期青少年育成計画の改定について	① 東御市青少年健全育成計画の改定にあたっては、はじめに市内の青少年のおかれた実態調査を行い、「青少年の非行防止、薬物乱用防止」「インターネットの適性利用」「社会参加の促進」に特化することなく、青少年の健全な育成のための社会環境を整備する計画とすることを提案。	教育課	東御市青少年健全育成計画の改定にあたっては、アンケート調査を実施して実態を把握してまいります。 ご提案いただいた内容につきましては、次期青少年健全育成計画策定において参考にさせていただきます。
		② 東御市青少年健全育成計画の改定にあたっては、策定過程にある第3次東御市総合計画を推進するために、青少年のおかれた現実から出発すべきである。このため基本目標Ⅱ「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」政策1「子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり」施策3「子育てを支える地域づくりの推進」さらに政策3「困難を抱える人の把握と支え合いや支援の推進」施策3「ひとり親・生活保護・生活困窮世帯の自立支援と生活の安定」を共通の課題として、東御市青少年健全育成計画の改定することを提案。		
		③ 不登校小学生30人、中学生60人、ひきこもり、ヤングケアラー等の実態調査を行うことを提案。		
3	東御市図書館協議会図書館評価について	1-3)① 外部評価欄に記載がないため外部評価を実施すること、外部評価を含めて図書館協議会会議事項とすることを提案。	生涯学習課	1-3)① 外部評価欄につきましては、第1回図書館協議会で内容説明を行い、後日、諮問機関である図書館協議会委員が評価をしました。その後集計し、毎年9月に館内並びに当館のホームページで公表しております。 今後は、事前に図書館協議会委員が外部評価を行い、会議では外部評価の内容を含めて議事を行います。  1-3)② ご提案のとおり、記載してまいります。  1-3)③ より充実した内容となるよう改良を検討してまいります。  1-3)④ ご提案のとおり、諮問に応じ意見を述べる協議会の議事を行ってまいります。
		1-3)② 前年度目標と自己評価、次年度目標について、年度取り組み目標を明記し、実施結果を記載すること。また特記事項欄はむしろ自己評価欄とし、課題を記載したい。記載した課題を次年度目標とすることを提案。		
		1-3)③ 事業実績及び事業計画について、図書館協議会に、総合計画基本目標Ⅲ「子供も大人も輝き、人と文化を育むまち」政策3「生涯を通じた学びあいとスポーツに親しむまちを目指す」施策No.24「人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進」及び策定日を記載した東御市立図書館基本理念を示すことを提案。		
		1-3)③ 適正な図書館評価をおこなうために、コンセプトの事業・活動内容による実績報告書及び事業計画書を作成することを提案。		
		1-3)④ 図書館協議会について、図書館協議会委員が図書館の運営に関し諮問に応じ、意見を述べる議事を行うことを提案。		

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
	第2次東御市子ども読書活動推進計画策定について	<p>2-① 第2次東御市子ども読書活動推進計画策定について、2001年施行「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)を示すこと。また2019年4月改定、東御市教育大綱、東御市教育基本計画を示すこと。2021年策定の東御市子ども読書活動推進計画も示すことを提案。</p> <p>2-② 第2次子ども読書活動推進計画策定に向けた審議において、「基本理念」「基本施策」「個別計画」の「計画の体系」の検討資料を示すことを提案。</p> <p>2-③ 計画期間内の取り組み【実績】と【成果】が評価に結びついている。この点、課題の※次期計画に向けた取り組み方向の記載を「今後継続して取り組む」から進めて、何が課題かを明確に記載することを提案。</p>		<p>2-① ご意見を参考とさせていただきます。</p> <p>2-②③ ご意見を参考に、これまでの施策の継続性を図りながら、必要な見直しを行い計画を策定してまいります。</p>
4	東御市空家等対策実施施策令和5年度年次計画について	<p>1 東御市空家等対策計画第2版パブリックコメントの結果について、これは(令和5年2月15日に開催された空家等対策協議会の)番号7の意見に対する市の考え方を改めたもの(解釈の誤りの訂正もしくは誤謬を含む)である。空家等対策協議会において事実と異なる資料データによって審議会委員に協議させたこととなる。協議された資料データについては当時のままにしておくべきと考えることは誤りである。審議会委員に訂正の事実を報告するとともに、空家等対策協議会資料としても顛末を記載した資料を添付することを提案。</p> <p>2 東御市空家等対策計画第2版(素案)パブリックコメント結果意見番号7の区分について、第4章実施体制と施策、2施策、(2)空家等の利活用のどこにすでに「人づくり、仕組みづくり、地域づくりに関して」明記しているのか回答することを提案。</p> <p>3 東御市空家等対策計画第2版の問題として、現状認識や課題があつて解答、すなわち方針が導かれることを述べた。一般的に現状と課題に対した対応方針が導かれるが、5企第52-4号の2にはその認識がない。課題の認識として状況を整理して課題とするべきであることを提案。</p> <p>4-1) 東御市空家等対策実施施策令和5年次計画について、第3章2具体的な対応方針と第4章2施策の関連を体系付けることを次期改訂の課題としたい。</p> <p>4-2)① 空家等対策実施施策年次計画内の「施策1全地区空き家相談会」、「施策2地区別空き家セミナー」、「施策7空き家バンク制度の充実」、「施策8海野宿魅力発信事業」、「施策9空き家等商業的利活用による市街地活性化事業」、「施策10「東御市空き家片付け事業補助金交付要綱」の見直し」、「施策15重伝建の空き家等利活用促進事業」、「施策16空家等の商業的利活用による市街地活性化事業」について、東御市空家等対策計画第2版の具体的な対応方針区分(1)一③を当てはめることは適当でないとする。再検討することを提案。</p>	建設課	<p>1 空家等対策協議会におけるパブリックコメントの結果の扱いについては、本年6月に回答しましたとおり、意見に対する市の考え方を改めた物ではなく、反映区分の解釈の誤りを訂正したものであります。市HPに掲載している協議会の開催状況につきましては、当時協議された内容をお知らせするものであることから当時のままにしておくべきと考えております。</p> <p>2 「人づくり、仕組みづくり、地域づくり」については、東御市空家等対策計画の施策に書かれているものではなく、これらについては施策によって取組んでいるため明文化までは必要ないと判断したものです。</p> <p>3 今後の参考とさせていただきます。</p> <p>4-1) 次期改正の参考とさせていただきます。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
		4-2)① 施策3「高齢者等への総合相談窓口」について、東御市空家等対策計画第2版の具体的な対応方針区分(1)―①だけでなく、(1)―③も適当であると考えため再検討することを提案。		4-2)①③ 今後の参考とさせていただきます。
		4-2)① 具体的な対応方針(1)―③の単独事業が存在しないことから対応した事業を行うべきである。または「長期優良住宅認定による固定資産税の軽減措置」に変えて事業を行うことを提案。		4-2)② 空き家所有者等に対する一元的対応については、現在、体制や運用方法等について検討しております。
		4-2)② 施策12「空き家等所有者等に対する一元的対応」及び施策17「空家等に関するデータベース整備と活用」はワンストップ窓口機能であるが、担当課を建設課か企画振興課か明確にすることを提案。		おわりに、官民が一体となりワンストップで“再利用”を促す内容の提案ですが、現在提案いただいた内容については考えておりませんでしたので、今後の参考とさせていただきます。
		4-2)③ 施策21「空き家等を除却した土地の固定資産税等の減免」、施策22「不在者財産管理制度及び相続財産管理制度・・・」及び施策24「空家等所有者の固定資産税情報、相続情報等を把握し・・・」は具体的な対応方針を(1)―③とすることを提案。		
		おわりに 官民が一体となりワンストップで“再利用”を促すサービスや、空き家に“投資”して賃貸物件として稼ごうという仕組みに挑戦することを提案。		
5	実効性をともなう行政区等における女性参画の推進について	1 2023年度に実施する車座ミーティングにおいて、「市長が考える男女共同参画について」等について、データ(evidence)に基づいて実りある実施を求めたい。特に東御市役所における男女共同参画の現況については、男女共同参画行政推進会議における「施策の実施状況、成果と課題を検証」を基本とすること。「令和4年度東御市の職員の給与の男女の差異について」における等級号俸の適用の実態に基づき、「運営をする中で改善すべき部分は改善していき、申込団体の意向も尊重しつつ、有意義な懇談となるよう」申し込み団体、市長と打ち合わせて実施することを提案。	人権同和政策課 企画振興課	1 車座ミーティングにつきましては、実施要綱に基づき、申し込み団体と庶務担当課との間で事前に打合せを行っております。今後も建設的な意見の交換場として車座ミーティングが有意義な実施となるよう取り組んでまいります。(企画振興課)  1 「市長と語る車座ミーティング」は開かれた市政を推進することを目的に、市民や市民団体と開催するもので、有意義な意見交換の場とするため、懇談内容と根拠を明確化した上で、お申し込みいただきます。お申込みの際は、申し込み団体、担当課・企画振興課の3者で協議しながらありあるミーティングとなるよう進めているところです。(人権同和政策課)
		2 男女共同参画行政推進会議議事録を公表することを提案。	人権同和政策課	2 男女共同参画に関する各課内で取り組む施策の実施状況については男女共同参画行政推進会議において成果と課題を検証しているところですが、議事録の公表については庁内組織の会議ため行う予定はありません。
		3 男女共同参画推進基本計画の「基本目標5―具体的な目標(2) 施策の方向①自治会等における女性参画の促進を図ること、性別による固定的な役割分担に影響されない配慮を行うこと」についての点検は、男女共同参画行政推進会議が行うことを提案。		3 男女共同参画行政推進会議は、男女共同参画行政関連施策を推進する上で、庁内の連絡調整を図りながら進めており、基本目標5具体的な目標(2) 施策の方向①自治会等における女性参画の促進を図るために性別による固定的な役割分担に影響されない配慮を行うこと及びその点検につきましては第2次東御市男女共同参画推進基本計画に基づき、自治会等と連絡調整を行う担当課である地域づくり支援室と計画の担当課である人権同和政策課で行っております。
		4 女性蔑視に関する市民からの意見・苦情に対して、適切な対応を図り必要な措置を講ずる行政の推進体制の整備を提案。		4 市民の日頃の悩み事や困りごとについては、専門の相談員が個別に相談をうける「人権よろず相談」を毎月行っております。人権に関する意見・苦情に対しては、弁護士(予約制)または人権擁護委員が、男女共同参画施策に関する意見・苦情に対しては行政相談委員がお受けしており、相談者の意向を尊重しながら、担当課につなげる体制が整備されています。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
6	人権施策の基本方針・基本計画令和5年度事業について	1-① 令和5年度事業計画(事業名・内容)23子どもの個性を尊重した相談事業の充実に、子ども・若者の意見を聴き政策に反映する取組の推進を加えることを提案。	子ども家庭支援課	1-① 子どもの個性を尊重した相談事業の充実に、子ども・若者の意見を聴き政策に反映する取組の推進についてお答えします。 こども政策で重要なのは、子どもや若者の意見であり、子ども家庭庁においても、各府省庁や地方公共団体の職員が子ども意見反映について適切に理解し効果的に取り組むことができるよう、子どもの意見反映や重要性、意見聴取の際の留意点等をまとめたガイドラインの準備がすすめられています。 本市におきましても、このガイドラインに沿って、子どもや若者からヒアリングを行う機会をつくり、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現を目指して参りたいと考えています。
		1-② 子どもの立場だけに立って、子どもの意見を代弁するアドボケイトと呼ばれる人たちが、いわば「子どものマイク」となって、周りの大人に子どもの意見を伝えるという仕組みが必要である。アドボケイト人材の育成を提案。		1-② 子どもの立場だけに立って、子どもの意見を代弁するアドボケイトと呼ばれる人たちのように、周りの大人に子どもの意見を伝えるという仕組みについてのご意見についてお答えします。 児童相談所などが福祉サービスを利用決定する際は、常に子どもの最善の利益を考え子ども自身や保護者などから意見聴取を行い判断しているところですが、この際は保護者や親族などの大人の判断が先行してしまうことが無いよう、その内容について子ども自身の納得を得るように努めているところでございます。 ご提案の「アドボケイト」人材の育成でございますが、社会的養護が必要な子どもに限らず、家庭の中にもなかなか自分の声を聞いてもらえないと感じている子どもも少なくないものと考えています。 このため、あらゆる子どもに対する子どもアドボカシーは必要なものと認識しているところですが、「子どもの声に耳を傾ける」ことを地域社会に根付かせていくことが大切であると考えていますので、まずは「子どもも大人も、社会に暮らし対等な存在である」ことを広く啓発していくことを出発点にして参りたいと考えています。
		2 全ての子どもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすることを目的とした事業が存在しない。基本方針1人権同和教育・啓発の推進、基本施策の推進 1-1あらゆる場を通じた人権同和教育・啓発の推進、具体的施策①学校などでの人権同和教育の推進、施策の展開において、児童の権利に関する取組の推進を加えることを提案。	子ども家庭支援課 教育課 人権同和政策課	2 本市では人権同和政策係と併任した「学校人権同和教育係」を置き、また、人権同和教育を主とする指導主事を配置し、学校の人権教育について、先生方への指導を通して、児童・生徒も個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的扱いを受けることがないようにすることを学んでいます。
7	犯罪被害者等支援条例骨子案パブリックコメントの結果について	1-① 番号5「定義犯罪について」「犯罪等の位置付けを整理することを提案したい。」は、反映区分B「条例の逐次解説で整理してまいります。」としているが、犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案作成時から時代が進み、例えば従来の強制性交罪と準強制性交罪は、意に反する性的行為を処罰する「不同意性交罪」にした改正刑法が施行されている。この点は、犯罪被害等の基本的な考え方であり、「犯罪被害者等支援条例骨子」にどう反映されたのかを示すことを提案。	人権同和政策課	1-① 当該条例骨子案においてご提案いただいた犯罪の定義等につきましては、ご意見を反映させた当該条例骨子を公表するのではなく、条例(案)に定義してまいります。
		1-② 「犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案に対するパブリックコメントの結果について」を公表することは、すなわち「犯罪被害者等支援条例骨子」を人権尊重のまちづくり審議会に報告するとともに、市民にも公表することが次のステップであると考え。骨子(案)パブリックコメントの結果を受けて「犯罪被害者等支援条例骨子」を公表することを提案。		1-② パブリックコメントの結果の内容区分に沿って、条例(案)策定に活かさせていただくこととし、パブリックコメントの結果を受けた骨子を公表する予定はございません。
		2 犯罪被害者等支援条例(仮称)骨子案に対するパブリックコメントの結果について、番号8から始まる13・20・22～30などの反映区分E「ご意見については、参考にさせていただきます。」及び番号39から始まる反映区分C「今後の参考とさせていただきます。」については同様の表記になっており判別できない。反映区分CとEの「参考にさせていただきます」について市の考え方を明確にし、改めて公表することを提案。		2 反映区分Cについては、支援施策として反映できるか研究・検討していく内容のご意見と判断し、今後の参考にさせていただきますものとなりました。また、反映区分Eについては、今後の具体的支援の方法、方向性についてのご意見・感想と捉え、まとめさせていただきました。 パブリックコメントの結果については、改めて公表する予定はございません。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
8	熱中症警戒アラート情報の配信・高齢者センターの位置づけ・認知症支援アプリ・ 社会福祉協議会支部長会議・赤十字奉仕団について	1 高齢者、子ども、障がい者の方々は熱中症になりやすいことから、「熱中症警戒アラート」は東御市が市民のために保障しなければならない最低限度の生活環境であるので、メール配信することを提案。	健康保健課 企画振興課	1 熱中症警戒アラートの情報をメール配信するサービスについては、環境省が既に実施していることから、個人の判断により必要な方が、配信サービスを選択することが望ましいと考えておりますので、現在のところ市では一律にメール配信を行うことは考えておりません。 なお、上記のサービスがあることについては、今後市報やSNSを通じて発信していくように検討します。 また、熱中症予防対策については、必要に応じて市報やSNS・ラジオを通じて発信しているところです。具体的には市報6月号及び7月号で掲載し、その他各種団体を通じて周知を図っております。
		2 東御市高齢者センター整備計画「7高齢者福祉拠点の機能」の「(1)総合相談窓口」「(4)相談室」「(5)フリースペース」を、学校にある保健室のように地域でも気軽に行ける「よろず相談」ができることや居場所として「まちの保健室」の位置づけをすることを提案。	福祉課	2 学校にある保健室のように地域でも気軽に行ける「よろず相談」ができることや居場所としての「まちの保健室」の位置づけをすることについて 「まちの保健室」は、設置機関等により若干実施内容が異なりますが、主な内容として誰もが心や体の問題等を気軽に訪れ、相談することができる場所と認識しております。 新しい高齢者センターは、誰もが自由にご利用いただけるようフリースペースをご用意しており、利用者が気軽に相談していただけるよう「地域包括支援センター」を総合相談窓口として配置する予定です。 なお、総合相談窓口に困りごとの全ての相談に対応した職員を配置する事は難しいですが、総合福祉センターをひとつの相談窓口としてとらえ様々な相談に対応し、総合福祉センターでは対応しきれない相談につきまちは、各担当課と連携しながら対応してまいりたいと考えております。
		3 東御市情報化推進計画は、「ICTやデジタル技術を積極的に活用することにより、業務効率化や既存情報システムの運営経費削減を行い、簡素で効率的な行政を実現していく」ことばかりが喧伝されている。情報化推進計画を市民に身近とするためにも認知症の軽度認知障害の人を支えるアプリの導入を提案。		3 認知症の軽度認知障害の人を支えるアプリの導入について ご提案いただきました「yottey(ヨッティイ)」というアプリは、見当識障害で日常生活に困りごとがある方が安心して生活するために役立つツールのひとつですが、スケジュールの入力等、ご家族等の支援がないと利用が難しい点もあるため、市で一律に導入するのではなく、利用が可能な方、希望される方への普及に取り組むことが望ましいと考えております。 なお、認知症の方の見守り体制を構築するためのアプリ等、他にも開発されているものが多数ありますので、今後市民の皆さまがICTの恩恵を享受することができるような取り組みを行ってまいります。
		①-1 東御市社会福祉協議会収入全体の内、会費収入が占める割合について東御市社会福祉協議会支部長会議において公表することを提案。		①-1 東御市社会福祉協議会収入全体の内、会費収入が占める割合について、東御市社会福祉協議会支部長会議において公表することの意見があったことを、東御市社会福祉協議会へ伝えました。
		①-2 居宅介護支援、介護予防等社協事業全体について説明することを提案。		①-2 居宅介護支援、介護予防等社協事業全体について、支部長会議において、説明を行うことの意味があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。
		②-1 東御市赤十字奉仕団分団を置くとき、東御市赤十字奉仕団規程「(組織)第6条本団は、市内居住者であって、本団の活動に理解を有する社員及び篤志者をもって組織する」に従う規定を遵守することを伝えるよう提案。		②-1 東御市赤十字奉仕団規程に従う規定の遵守について意見があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。
		②-2 東御市赤十字奉仕団規程に「社員」「篤志者」の定義を付け加えることを提案。		②-2 東御市赤十字奉仕団規程に「社員」「篤志者」の定義を付け加えてもらうことについて意見があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。
		③-1 東御市社会福祉協議会支部長会議において、赤い羽根共同募金については東御市共同募金委員会として事業説明を行うことを提案。		③-1 東御市社会福祉協議会支部長会議において、赤い羽根共同募金については東御市共同募金委員会として事業説明を行うことの意味があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。
③-2 赤い羽根共同募金委員会は赤い羽根共同募金使途計画を作成し、使途計画に従い募金活動を行っている旨説明することを提案。				
③-3 東御市共同募金委員会理事会及び評議員会を東御市社会福祉協議会理事会及び評議員会と別に組織することを提案。				

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
		<p>④ 市民のおかれた困難な状況について民児協等のcase対応から地域社会のしくみをつくることで解決を図ることが社会福祉協議会の役目である。「地域組織の活用」たる発想を社協の職員からなくすことが重要であると考えため、当協議会に確認することを提案。</p>		<p>③-2 赤い羽根共同募金委員会は赤い羽根共同募金使途計画を作成し、使途計画に従い募金活動を行っている旨、支部長会議で説明することについて意見があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。</p> <p>③-3 東御市共同募金委員会理事会及び評議員会を東御市社会福祉協議会理事会及び評議員会と別に組織化することについて意見があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。</p> <p>④ 社会福祉協議会の強化策の第一歩として、「地域組織の活用」たる発想を社協職員からなくすことについて意見があったことを東御市社会福祉協議会へ伝えました。</p>
9	<p>脱炭素化推進協議会に関する情報の公表について</p>	<p>1-① 環境部門は「PFOS」と「PFOA」について、水源地・河川を中心に水質検査を実施することを提案。</p> <p>1-② 東御市ホームページ「羽毛田工業団地周辺の井戸における有害物質の検出について」に「複数の井戸から環境基準を超過するテトラクロエチレンが検出(2022年10月)」が報告されたが、令和4年11月30日採水以後のテトラクロエチレンの検査を提案。</p> <p>1-③ 東御市工業団地における廃液の検査を提案。</p> <p>2 2023年7月3日脱炭素化推進協議会について、情報を公表することを提案。また情報の公開のため、市ホームページ上に脱炭素化事業推進協議会サイトないしはゼロカーボン推進事業サイトを新設することを提案。</p> <p>3-① 環境マネジメントシステムについて、新着情報欄で詳細な情報が理解できるような丁寧な対応を提案。</p> <p>3-② 東御市環境マネジメントシステム環境管理マニュアル(2020年4月)における「東御市環境管理組織に関する要綱」「東御市環境管理委員会要綱」「内部環境監査要綱」を明らかにすることを提案。</p>	<p>生活環境課</p>	<p>1-① 市としまして現在のところ「PFOS」と「PFOA」について検査を行う予定はありませんが、引き続き国の動向を注視してまいります。</p> <p>1-② 羽毛田工業団地周辺の複数の井戸から環境基準を超過するテトラクロエチレンが検出されたことから、当該地域の井戸は令和5年度から県の継続監視調査の対象となっており、本年度中は2回の調査が予定されております。また、調査結果につきましては令和6年度の6月末を目途に県より公表される予定です。</p> <p>1-③ ご提案いただいた工業団地に限定した検査の必要性については今後検討をしております。</p> <p>2 東御市脱炭素化事業推進協議会につきましては、ご提案のとおり情報公開してまいります。また、現在の「地球温暖化対策」ページを整理し、施策内容や広報啓発など分かり易く掲載することを検討してまいります。</p> <p>3-① 環境マネジメントシステムについても、皆様にご理解いただけるような記載を検討してまいります。</p> <p>3-② 2023年7月11日の更新では、「第7次東御市役所地球温暖化防止実行計画」改定に伴い、計画書の差替えを行いました。また、「第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画」に基づく取組施策の令和4年度実績と令和5年度目標を新たに掲載しております。「東御市環境管理組織に関する要綱」「東御市環境管理委員会要綱」「内部環境監査要綱」につきましては、「地球温暖化対策」ページの整理に合わせ掲載を検討してまいります。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
10	審議会等の開催予定と書簡審議会サイト開催新着情報について	<p>1-① 東御市実施機関の審議会等の会議を公開することの周知について着実に実施することを提案。</p> <p>1-② 東御市実施機関の審議会等の会議を公開することの周知について、改善した方法について示すことを提案。</p> <p>2-① 「新着情報審議会の開催予定」及び「計画行政審議会審議会等の開催予定」を連動させることを提案。</p> <p>2-② 「審議会等会議結果」についても、新着情報「審議会等会議結果」に審議会名称を記載しないと「記載済み審議会等会議結果」一覧から探せない。また担当審議会サイトで「審議会等会議結果」を掲載し「審議会等会議結果」サイトに掲載しない場合もある。「審議会等会議結果」を新着情報しない所管もあり結果を知ることができないため庁内で周知徹底することを提案。</p> <p>2-③ 「審議会等会議」サイトと「審議会等会議結果」サイトをともに新着情報とすること、連動すること、所管担当としては重複作業として負担とならない業務改善を提案。</p>	企画振興課	<p>1-① 審議会等の会議の公開することの意義や着実なホームページへの公開について、改めて庁内で周知を図ってまいります。</p> <p>1-② 現在、各課の審議会等の情報については、企画振興課のホームページ担当者が「審議会等の開催予定」および「審議会等会議結果」に集約して、ホームページに掲載しています。今後、着実に実施するため、現在の手順書について必要な見直しを行い、改めて庁内周知を図り、徹底してまいります。</p> <p>2-①②③ 「審議会等の開催予定」および「審議会等会議結果」の「新着情報」との連動は、主管課での作業が煩雑な面もあるため、徹底されていないのが現状です。上記の手順書の見直しと合わせて、ホームページへの掲載方法を改めて明確化し、各課へ周知を図り、徹底してまいります。また、併せて市民の皆様が目的のページを見つけやすくなるようにホームページのカテゴリを整理するなど、新たな方法を検討します。</p>
11	着衣水泳の授業、バスケットコートの設置、ゴミ捨て場について	<p>1 水の事故に対して、話すだけでなく、体験をさせることでいざというときの命を守ることができる子供たちになってほしいため、学校で、着衣水泳の授業を実施してほしい。</p> <p>2 小諸や上田まで行かないとバスケットボールができないため、中央公園にもバスケットボールのゴールを設置してほしい。</p> <p>3 車でないと捨てに行くことができないほど、自宅からゴミ捨て場が遠い。現在は運転できるが、運転できなくなった時はどうしたらよいか。新しい住宅が増え、何年もたつのに区の方は設置してくれず、同じ区費を払っているのに不公平に感じる。</p>	<p>教育課</p> <p>文化・スポーツ振興課</p> <p>生活環境課</p>	<p>今夏も県内においても児童が川で溺れ、死亡するなど痛ましい事故が発生しました。ご意見のとおり、授業で自分の命を守ることを教えることは非常に重要なことと認識しております。</p> <p>現在、市内小中学校では、着衣水泳に関し水泳の授業や学活等の時間において口頭での指導や動画での指導を行っておりますが、近年は実技指導にまでは至っておりません。</p> <p>今後は、いただいた貴重なご意見を参考に、体育の授業等の中で可能な範囲で実技指導を導入していただくよう学校に依頼します。</p> <p>市民の皆さまからは、バスケットゴールの設置に限らず様々な施設についてのご意見・ご要望を日々いただいています。</p> <p>全ての施設を整備することは、設置場所や費用面からも難しいので、利用される方の動向、多様化するニーズを踏まえたくうえで、整備するもの、整備しないものを決定してまいります。</p> <p>そのため、新たな施設を建設するには多くの時間と費用がかかることをご理解いただければと思います。</p> <p>バスケットボールは、若年層の方を中心に人気の出ているスポーツだと認識していますので、いただいたご提言は今後の参考にさせていただきたいと思えます。</p> <p>なお、市内の体育施設をはじめ、休日や夜間の市内公立小中学校の体育施設を、市民の皆様にご利用いただいておりますので、是非ともご活用くださいますようお願いいたします。</p> <p>ごみステーションの新設については、その必要性等が認められる場合は、各区において設置場所の選定や地権者との合意形成等を行っていただいています。</p> <p>なお、本件につきましては、これまでも区の役員様方が何度となく新設のための取り組みをいただき、設置場所の確保やお住まいの方のご同意などで苦慮されていたものの、設置場所について進捗があったとお聞きしました。詳しい内容については区長様等にご確認ください。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
12	田中駅から市役所、図書館へ行く道について	1 駅から市役所や図書館に向かう際、歩道のある場所が限られていたり、歩道がない場所は車との距離が近く危険に感じる。子育て世帯が暮らしやすく、安心安全に行き来できるよう道路の整備をしてほしい。	建設課	「田中駅から市役所、図書館へ行く道について」ご回答いたします。 ご指摘の未整備区間につきましては、「一般県道東部望月線」であり、長野県が管理する県道となります。市としましても車道が狭いうえ、歩道がなく、朝夕は渋滞も発生することから、歩行者の安全に対し懸案とする箇所であると捉えており、常に長野県へ要望をしています。しかしながら、道路沿いには住居や飲食店等が立ち並ぶことから、沿線の皆様のご協力が何より不可欠となりますので、整備には時間を要することをご理解を頂きますようお願いいたします。
13	婦人科検診について	1 市からの補助で、二年に一度乳がん検診と子宮がん検診を受けているが、がんの早期発見につながるため、毎年補助を受けられるよう制度の改正を検討してほしい。	健康保健課	当市で実施しているがん検診は、死亡率を減少させることが科学的に認められ、国が推奨している検診方法等に則り実施しております。 まず、乳がん検診について、検診方法はマンモグラフィ検査を、40歳以上の症状のない女性に対して、2年に1度定期的に受診することが推奨されています。なお、X線を用いるため放射線被曝があり、1回の被曝による健康被害はほぼ無いと言われています。これらのことから当市では、同じ胸部への放射線被曝を考慮し、肺がん検診を奇数年齢、マンモグラフィ検査を偶数年齢としています。 次に、子宮頸がん検診について、検診方法は医師による子宮頸部の細胞の採取による細胞診を2年に1回定期的に受診することが推奨されています。子宮頸がんは一般的に進行が非常にゆっくりで、前がん状態から進行がんになるまでには2～3年かかるといわれ、2年に1回の受診頻度でも有効であるというデータが多くあり、毎年受けても隔年で受けても予防効果は変わらないと言われています。 がん検診は受診すればするだけよいというものではなく、受診する毎に擬陽性になる確率や過剰診断・精神的不安等の不利益も伴うため、国では検診の利益・不利益を分析し、不利益が大きくなりすぎない検診方法や受診間隔についてガイドライン等を作成しています。今後も国の指針に沿った内容と受診間隔による検診を実施していきます。
14	食料危機と備蓄に関して	1 食料危機について備蓄・対策などを、市としてはどう考えているのか教えてほしい。若い世代に繋げていく為に先人達の残してくれた知識や現代の技術を用いて是非ご検討してほしい。	農林課	令和5年8月7日付で農林水産省が発表した、令和4年度の食料自給率(食料の国内消費に対する国内生産の割合を示す指標)は、カロリーベースで38%となっております。我が国は食料に加え、その生産のために必要な肥料・飼料の多くを輸入に頼っていることから国際情勢の影響を受けやすく、近年ではこれらの価格高騰が生産活動に大きく影響を及ぼしています。 食料危機に対する備蓄や対策は国策によるところが大きいわけですが、地域レベルで可能なこととして、東御市では、国の交付金を活用した生産支援のほか、地力の増強をするため、市内畜産農家が生産する堆肥の施用を奨励しております。地元で食べるものは地元で生産するという「地消地産」の考えに則り、今後も必要な施策を行ってまいります。
15	図書館の利用時間について	1 図書館の開館時間について、午前9時00分から午後10時00分にしてほしい。	生涯学習課	現時点では開館時間の延長は考えておりません。
		2 なぜ9億円のプールを建設したのか。	企画振興課	ご提言いただいた内容について、詳細をお聞きできなかったため、今回本件の回答は控えさせていただきます。もし回答をご希望される場合は、次回の「私のひとこと」実施の際に、提言内容について詳細(例:プールの名称、無駄だと考える点等)をご記入いただきご提出いただければと思います。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2023年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
以下、回答不要もしくは匿名				
16	羽毛山橋の拡張について	1 羽毛山橋は道幅が狭く、歩行者は危険を感じながら歩いている。事故が起きる前に橋の拡張工事をしてほしい。	建設課	
17	東御市中央公園・市民プールについて	1 中央公園の中でもボールを使った遊びができるようにしてほしい。	文化・スポーツ振興課	
		2 公園内にスケートボードができる施設を作してほしい。		
		3 テニスの壁打ちやバスケットボールのゴールなどを設置してほしい。		
		4 中高生も楽しめる遊具を設置してほしい。		
		5 バレーボールができる場所をつくってほしい。		
		6 市民プールにウォータースライダーを設置してほしい。		
18	東御市消防団の活動について	1 東御市消防団について人員不足の問題を解決するために、無駄な飲み会・活動を減らし、時給1,000円となるような消防団の活動にすべく、今後の消防団のあり方について検討してほしい。	消防課	
19	熊出没情報について	1 熊出没情報について、LINEで通知してほしい。	農林課	
20	東御市祢津地域の大雨による水の濁りの多さ	1 祢津地域において、大雨による水の濁りが度々発生しており、住宅のエコキュートに濁った水が入ってしまうことがある。水が濁らないよう対策できないか、若しくは大雨で水が濁った際にLINEでの通知ができないか検討してほしい。	上下水道課	
21	図書館の休館について	1 夏休み期間中は休館を設けず、開館時間の短縮などをして毎日開館するようにしてほしい。	生涯学習課	
22	保育料について	1 保育料について、2人目半額は上の子の年齢に関係なく適用してほしい。未満児も保育料1人目から無料にしてほしい。	保育課	